

主催者に対する支援規則

(趣 旨)

第1条 別府市コンベンション振興協議会は、ビーコンプラザにおいて開催される九州大会規模以上及びこれに準じる大会等（以下「大会等」という。）の主催者に対し、補助金を交付するものとし、その交付についてはこの規則に定めるところによる。

(主催者に対する支援対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、公共性公益性があり、別府市への経済波及効果の大きい大会等とする。但し、別府市コンベンション振興協議会（以下「協議会」という）の認めるものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助対象者については次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けることができる者は、別府市内に延べ100人以上の宿泊者を伴う大会等の主催者とする。
- (2) 大会等の主催者が次号のいずれかに該当するときは、協議会が特に必要と認める場合を除き、補助対象から除外するものとする。
 - ① 国又は地方公共団体が主催するコンベンションに関わる時。
 - ② 国又は地方公共団体から他の補助金交付を受けている時。
 - ③ 大会等の主たる会場（会場の2/3以上）が、ビーコンプラザ以外のとき。
 - ④ 営利を目的とする時。
 - ⑤ 政治的又は宗教的活動を目的とする時。

(補助金の種類)

第4条 補助金の種類は次のとおりとする。

- (1) コンベンション等開催補助金

(補助金の支給内容)

第5条 補助金の支給内容は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとするものは、次に掲げる関係書類等を開催日の7日前までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）

- (2) 開催概要の分かる開催冊子及び開催要綱等関係書類
- (3) 収支予算書
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 会長は前条の申請があったときは、申請者に対し補助金交付（却下）決定通知（第2号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、大会等の終了後30日以内に補助事業実績報告書（第3号様式）に
関係書類を添えて会長に報告しなければならない。

(額の確定通知)

第9条 会長は前条の補助事業実績報告書の提出があった場合、内容を審査の上交付すべき補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知（第4号様式）するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の額の確定通知を受けた申請者が補助金の請求をしようとするときは、
補助金交付請求書（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 会長は、前条の補助金交付請求書による請求があったときは、補助金を交付
するものとする。

附則

この規則は、平成19年5月24日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(補助金の支給内容に関する特例)

2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における補助対象者及び
補助金の支給内容は、第3条第1号及び第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 種 類 | 補 助 金 の 支 給 内 容 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">コ ン ベン ション 等 開 催 補 助 金</p> | <p>対 象：別府市内に延べ100人以上の宿泊者を伴う九州大会規模以上の大会等を対象とする。ただし、下記の①の大会等にあつては、別府市内に宿泊者を伴う大会等を対象とする。</p> <p>補助金額：大会の規模等に応じて、下記のとおりとする。</p> <p>① 2ヶ国以上による国際大会で宿泊を伴うもの ビーコンプラザの会場使用料に相当する額を補助する。ただし、300万円を限度とする。</p> <p>② 大会期間中の別府市内での延べ宿泊者数が500名以上のもの ビーコンプラザの会場使用料の2/3以内を補助する。ただし、200万円を限度とする。</p> <p>③ ①及び②以外の大会等 ビーコンプラザの会場使用料の2/3以内又は別府市内の延べ宿泊者数×1,000円のいずれか低い金額を補助する。ただし、原則として50万円を限度とする。</p> <p>延べ宿泊者数を確認する書類（下記いずれかの一つを選択）</p> <p>① 本協議会の指定する様式（第6号様式）により、別府市内のホテル・旅館等から、宿泊証明を徴し提出する。</p> <p>② 県外からの参加者名簿（県名、氏名記載）を提出する。 （延べ宿泊日数は、大会等日数－1とし、大会等が1日の場合は1日の宿泊とみなす）</p> <p>（備考） ビーコンプラザの会場使用料のうち、大会等の開催に必要でないと認められる会場に係るもの及び冷暖房料・附属設備・器具等の使用料は、補助の対象には含まないものとする。</p> |